

令和5年度長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、エネルギー等物価高騰の影響を受けている県内事業者等の負担軽減を図り、安定した経営環境の持続を促進するため、予算の定めるところにより、長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第299号。以下「交付要綱」という。)、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(令和5年11月29日府地創第327号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及びその他の法令の定めによるほか、この実施要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号の全てを満たす特別高圧電力受電事業者等のうち、別表1に掲げる業種を営む者とする。ただし、商業施設に入居する事業者等については、商業施設を管理し特別高圧電力の受電を契約している者とする。

- (1) 県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと
- (3) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人でないこと
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと
- (5) 法人税(個人事業主の場合は所得税)、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること
- (6) 「パートナーシップ構築宣言(下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準における宣言)」を宣言していること

2 知事は、前項の規定に準ずると認められる事業者について、補助対象者とすることができる。

(補助額)

第3条 1事業者あたりの上限額を3,000万円とし、補助額は、次により算出された額とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 令和5年10月から令和6年5月までの毎月の特別高圧電力使用量を対象とする。
- (2) 前号の電力量1kwhあたり0.9円を乗じた額(5月分については0.45円を乗じた額)と予算の範囲内で知事が必要と認めた額を比較して少ない方の額を補助額とする。

2 前項第1号の特別高圧電力使用量を含む、国、県、市町が実施する物価高騰分への支援補助と併用して交付を受けることはできない。

3 第1項第1号の特別高圧電力使用量に、公共施設分や住宅分を含むことはできない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、規則第4条の規定に基づき、令和5年度長崎県特別高圧電力対策支援事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)により申請を行うものとする。

- 2 規則第4条の規定により、補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 申請チェックリスト
 - (2) 所要額計算書(様式2号)
 - (3) 特別高圧の使用電力量実績値が分かる書類(電力会社からの請求書等)
 - (4) 誓約書(様式第3号)
 - (5) 特別高圧電力を受電していることを確認できる書類
 - (6) 県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し
 - (7) 法人税(個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書の写し
 - (8) 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書など事業実績等が分かる書類
 - (9) 交付申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し、交付申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類の写し
 - (10) パートナーシップ構築宣言の写し
 - (11) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項に規定する補助金交付申請書を提出できる時期は、別に定める。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める時は補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、申請の内容を審査した結果、不交付の決定をする場合は、補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(交付手続の特例)

第7条 規則21条の規定により、規則13条の実績報告書の提出を省略するものとし、知事は規則第7条及び第14条の手続きを併合するものとする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は精算払により交付するものとし、交付にあたって補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。なお、交付要綱第7条に規定する必要な書類は省略するものとする。

(補助金の経理)

第9条 補助事業者は、この補助事業に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第10条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(成果の公表)

第11条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、公表することができるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後のこの要綱の規定については、施行日以後に申請のあった補助金の交付について適用し、施行日前に交付決定された補助金の交付については、なお従前の例による。

別表1 対象業種（第2条関係）

大分類	業種
D	建設業
E	製造業
G	情報通信業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
R	サービス業（他に分類されないもの）

分類等は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）による。